

**三重県立図書館改革実行計画
どこにも2つの図書館**

平成29年度アクションプログラム

平成29年5月

三重県立図書館

アクションプログラム作成について

三重県立図書館は、平成23年4月に策定した改革実行計画「明日の県立図書館」に続く取組方針として、「どこにも2つの図書館」をまとめました。

県立図書館の役割は、すべての県民がよりよい図書館サービスを等しく利用できるようにすることです。県立図書館は「明日の県立図書館」の基本的な考え方を継続し、平成27年度からの4年間においても、「2つの約束」を実現するために「3つの活動」に最優先で取り組むとともに、「5つの方策」に留意していきます。

このたび三重県立図書館では、計画を着実に実行するため、計画をもとに各年度の予算に応じた具体的な事業や実施時期を設定し、「年度別アクションプログラム」として公表します。

平成29年度アクションプログラム

平成29年度に行う具体的な事業・活動を「アクション」とし、それぞれの実行スケジュールを「計画・準備」「実施」「評価」「継続」で示します。

凡例： ○計画・準備 ●実施 ■評価 →継続

3つの活動

三重県立図書館は、「2つの約束」を実現するために、「資料・情報の創造的活用」や「特色ある資料の充実」、「三重県図書館体制づくり」の「3つの活動」に取り組んでいきます。

1 資料・情報の創造的活用

三重県立図書館の豊富な資料やデータベースが効果的に活用されるために、図書館員がさまざまな分野においてより多くの方々と連携しながら、活用方法を積極的に紹介していきます。

特に行政課題の解決に向けたサービスを強化するほか、学校図書館等とともに子どもの読書活動を支援していきます。また、障がい者や外国人の方々などにも図書館の利用を提案していきます。

(1) 県民の課題解決を支援します

県立図書館は、セミナーの開催や、求める情報にたどり着くための手助けとなるレファレンス・ツールの作成などにより、県民等の調査研究活動を支援していきます。

また、少子化対策などの行政課題の解決に向けて、必要な情報の提供に努めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県民等の調査研究活動の支援	○	→	→	→	→	●	→	→	→	→	→	■
行政課題の解決に向けたサービスの提供	○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■

(2) 県民の読書活動を支援します

県立図書館は、県立学校図書館と連携するほか、小中学校にもモデル的に支援を行うことにより、市町立図書館の参考となるような事業にも取り組んでいきます。

また、これまで図書館を利用したことのない方や、さまざまな事情で図書館を利用できない方にも留意して、より多くの方々にサービスを届けられるよう努めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
読書に親しむ機会の創出	○ ●	→	→	→	●	○	→	●				■
多様な利用者へのサービスの充実	○	→	→	→	→	→	●	→	→	→	→	■
県立学校図書館との連携・協力	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■
小中学校の読書活動支援	○	→	→	●	→	→	→	→	→	→	→	■

2 特色ある資料の充実

三重県立図書館には、市町立図書館で所蔵していない専門書や、三重県に関する資料を積極的に収集し、長く保存する役割があります。それとともに、収集した資料を活用していただくための工夫も必要です。

のことから、収集・保存・活用のそれぞれにおいて機能強化を図るとともに、書庫の収容能力の課題についても検討していきます。

(1) 県域全体を見据えた資料を収集します

選書の状況を把握するなど市町立図書館との役割分担を意識した選書に努めるほか、市町立図書館で処分される資料のうちで残すべきものを県立図書館で保存します。

また、電子書籍については、県立図書館への導入の可能性を継続して研究します。

三重県関係の資料については、隨時出版情報をチェックしながら網羅的な収集に努め、収集した情報は広く発信していきます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県全体を意識した資料の収集	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
三重県関係資料の収集と情報発信	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
電子書籍の調査・研究	電子化された資料の収集・保存の可能性についての調査研究						●	→	→	→	→	→
	電子書籍についての動向調査	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

(2) 収集した資料の活用を図ります

地域資料コーナーの資料を通じて、県民等の調査研究活動を支援するとともに、三重県に関する有用な情報を提供します。また、資料がより活用されるよう、文学コーナー等での企画展示を通じた情報発信を行います。

資料のデジタル化については、デジタル化の優先順位や方法を検討し、コンテンツの充実を図ります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
三重県関係資料の活用と情報発信	文学コーナーでの企画展示や、地域資料コーナーでのミニ展示の実施			○	●			○	●		○	●■
	紀要類の目次情報の入力	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
資料のデジタル化の推進	デジタル化が完了している資料の画像公開	●	→	→	→	→	→					
	手書きなど活字化されていない資料のテキストデータの作成	○	→	●	→	→	→	→	→	→	→	→

(3) 収集した資料の保存環境を整えます

県立図書館は、開館から20年が経過し、資料の保管場所である書庫の収容能力が限界に近づきつつあります。この課題の解決に向け、他県の事例や手法を検討します。

また、既存資料の保管スペースについても見直し、当面のスペースを確保します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
既存の保管スペースの見直し	雑誌スペースの拡大・移動、雑誌・新聞の分担保存計画の見直し	○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	NDC10版適用範囲の検討	○	→	→	●	→	→	→	→	→	→	→
新たな保管スペースの調査・研究	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■

3 三重県図書館体制づくり

三重県立図書館が全県域に等しく図書館サービスを提供するために、市町立図書館や公民館図書室、県立学校図書館などと積極的に連携するとともに、県内の図書館情報を収集・発信し、県内の図書館ネットワークの充実を図ります。

また県内の図書館員のスキルアップを支援し、県全体の図書館サービスの向上をめざします。

(1) 市町立図書館等の情報を収集し、発信します

県立図書館は、市町立図書館など県内の図書館とのコミュニケーションに努めるだけでなく、図書館サービスの内容や利用状況などの情報を収集・発信していきます。

また、図書館未設置の自治体についても、状況に合わせて支援を行い、図書館機能の強化に努めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県内の図書館情報の収集と公開	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■
図書館未設置自治体への支援	○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■

(2) 県内の図書館員のスキルを高めます

県立図書館は、初任者研修や職員の相互交流制度に加え、新たに中堅職員向けの研修の機会を設けるなど、県内の図書館員のスキルアップに努めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県内の図書館員の育成支援	●	■	○	→	→	→	●	■			○	→
県立図書館職員の育成	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
図書館員の相互交流	○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■